

年	月	日	事	本籍		出生年月日	氏名	ふりがな
				出生地	姓			
三一	一〇	一三	司法試験第二次試験合格	京都大学法学部卒業	司 法 試 験 管 理 委 員 会	昭和七年一〇月七日生	井嶋一友	い じま かずとも
三一	三	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所				
三四	四	六	司法修習生の修習終了	"				
三四	八	八	検事二級（名古屋地方検察庁検事）に採用する	法務省				
三六	三	一五	名古屋地方検察庁一宮支部勤務を命ずる	"				
昭和三七	三	五	札幌地方検察庁検事に配置換する	"				
四一	三	二五	山形地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	最高検察院				
四一	三	二五	ただし、期日は三月一九日、二〇日の一日間とする					
四一	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する	法務省				
四二	三	二五	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	"				
四二	三	二五	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	最高検察院				
四二	三	二五	任期は昭和四二年一二月三一日までとする	法務省				
四二	三	二五	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"				
四二	三	二五	任期は昭和四三年三月三一日までとする	"				
四三	一	一一	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	"				
四三	一	一一	任期は昭和四三年一二月三一日までとする	"				
四四	一	一一	法務事務官（法務大臣官房人事課付）の併任を解除する	"				
四五	一	一一	法務大臣官房人事課付に併任する	"				
四五	一	一一	法務事務官（法務大臣官房人事課付）に併任する	"				

井嶋一友

井嶋一友

井嶋
一友

井嶋一友

最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員に任命する

最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に任命する

最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員に任命する

九	四	内閣
二九	一一〇	第一〇三回国会政府委員を命ずる
一一〇	一一三	第一〇四回国会政府委員を命ずる
一一一	一一一	法制審議会司法制度部会委員に併任する
一一二	一一一	法制審議会幹事に併任する
一一三	一一一	法務事務官（法務大臣官房付）に併任する
一一四	一一一	併任の期間は昭和六一年一〇月三一日までとする
一一五	一一一	法務大臣官房司法制度調査部長に充てることを解く
一一六	一一一	法制審議会刑法部会委員の併任を解除する
一一七	一一一	法制審議会民事訴訟法部会委員の併任を解除する
一一八	一一一	法制審議会司法制度部会委員の併任を解除する

昭和六一	九	法務省
一一一	一一一	法制審議会民法部会委員の併任を解除する
一一二	一一一	法制審議会商法部会委員の併任を解除する
一一三	一一一	法制審議会國際私法部会委員の併任を解除する
一一四	一一一	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する
一一五	一一一	法制審議会幹事の併任を解除する
一一六	一一一	中央防災会議事務局局員を免ずる
一一七	一一一	最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員を免ずる
一一八	一一一	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる
一一九	一一一	最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員を免ずる
一一一〇	一一一	甲府地方検察庁検事正に配置換する
一一一一	一一一	最高検察庁検事に配置換する
一一一二	一一一	法務大臣官房長に充てる
一一一三	一一一	法務審議会幹事に併任する

六三	四	法務省
一七	一一〇	法務大臣官房長に充てる
一八	一一〇	法務審議会幹事に併任する

井嶋一友

井嶋一友

井嶋一友